

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の
一部を次のように改正する。

（別紙）

令和4年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

学校給食費及び学校給食の事業計画に関する事項について協議する葉山町学校給食運営会議を、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置するとともに、委員の報酬の額を定める必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内	を
-----	------------------	--	-------	---

」

「

葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内	に改める。
葉山町学校給食運営会議	学校給食費及び学校給食の事業計画に関する事項を協議し、意見を建議すること。	10人以内	

」

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円	を
-------	-----------------	-----------	---

」

「

教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円	に改める。
学校給食運営会議委員	日額 2,000円	

」

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

学校給食費及び学校給食の事業計画に関する事項について協議する葉山町学校給食運営会議を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置するとともに、委員の報酬の額を定めることとした。

2 内 容

教育委員会の附属機関として葉山町学校給食運営会議を置き、委員の報酬を日額 2,000 円とした。

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

【本則】葉山町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
(略)				(略)			
教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内	教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内
	葉山町学校給食運営会議	学校給食費及び学校給食の事業計画に関する事項を協議し、意見を建議すること。	10人以内				
	葉山町いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内		葉山町いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
(略)				(略)			

【附則】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）		葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円	教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
学校給食運営会議委員	日額 2,000円		
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円	いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	